

平成十九年法律第五十三号

統計法
（昭和二十二年法律第十八号）の全部を
改正する。

目次

第一款 総則（第一条—第四条）	第二章 公的統計の作成
第二節 基幹統計（第五条—第八条）	第三章 調査票情報等の利用及び提供
第二款 基幹統計調査（第九条—第十八条）	第四章 調査票情報等の保護
一般統計調査（第十九条—第二十一条）	第五章 統計委員会（第四十四条—第五十一条）
第三款 地方公共団体又は指定独立行政法人等が行う統計調査（第二十二条—第二十五条）	第六章 雜則（第五十二条—第五十六条の二）
附則 第一章 総則	第七章 罰則（第五十七条—第六十二条）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報をすることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。（定義）	第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、官内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。	第三条 この法律において「行政機関等」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。
独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。）	この法律において「行政機関等」の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならない。	この法律において「行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第十四号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。）をいう。
第二節 基幹統計（第五条—第八条）	第二章 公的統計の作成	第三章 調査票情報等の利用及び提供
第二款 基幹統計調査（第九条—第十八条）	第三章 調査票情報等の利用及び提供	第四章 調査票情報等の保護
一般統計調査（第十九条—第二十一条）	第五章 統計委員会（第四十四条—第五十一条）	第五章 統計委員会（第四十四条—第五十一条）
第三款 地方公共団体又は指定独立行政法人等が行う統計調査（第二十二条—第二十五条）	第六章 雜則（第五十二条—第五十六条の二）	第六章 雜則（第五十二条—第五十六条の二）
附則 第一章 総則	第七章 罰則（第五十七条—第六十二条）	第七章 罚則（第五十七条—第六十二条）

第二章 公的統計の作成

第一節 基幹統計

(国勢統計)

第五条 総務大臣は、本邦に居住している者とし
て政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。（国民経済計算）

第六条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民经济計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準（以下この条において単に「作成基準」という。）を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。

内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これをあらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。（基幹統計の指定）

内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第七条 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議することとも、統計委員会の意見を聴かなければならない。

総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。（基幹統計の公表等）

第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3 行政機関の長は、国民が基幹統計に関する情報報を常に容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

2 第十二条 総務大臣は、第九条第一項の承認に基づいて行なわれている基幹統計調査が第十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、当該行政機関の長に対し、当該基幹統計調査の変更又は中止を求めることができる。（措置要求）

第二節 統計調査

第一款 基幹統計調査

（基幹統計調査の承認）

行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けるなければならない。

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 調査の名称及び目的

二 調査対象の範囲

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

四 報告を求める個人又は法人その他の団体報告を求めるために用いる方法

五 報告を求める期間

六 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

七 集計事項

八 調査結果の公表の方針及び期日

九 使用する統計基準その他の総務省令で定める事項

十 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

十一 総務大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、統計委員会の意見を聴かなければならぬ。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

十二 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る基幹統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

十三 前条第二号から第六号までに掲げる調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。（立入検査等）

十四 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

十五 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めなければならない。

一 前条第二号から第六号までに掲げる事項が当該基幹統計の作成の目的に照らして適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

二 統計技術的に合理的かつ妥当なものである必要かつ十分なものであること。

三 他の基幹統計調査との間の重複を置くことができること。

四 前項の規定は、統計技術的に合理的かつ妥当なものであると認められる範囲を超えていないものである。

五 前項の規定は、統計技術的に合理的かつ妥当なものであると認められる範囲を超えていないものである。

2 第十三条 総務大臣は、前項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による変更又は中止の求めをしようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならぬ。

2 第十四条 総務大臣は、前項の承認を受けた一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

2 第十五条 総務大臣は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、（地方公共団体が処理する事務）に認められたものと解釈してはならない。

2 第十七条 何人も、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるよう表示又は説明をすることにより、当該求めに對する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を得てはならない。

2 第十八条 削除

第二款 一般統計調査

（一般統計調査の承認）

行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第十九条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

2 第二十条 総務大臣は、前項の承認の申請に係る一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

2 第二十一条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第二十二条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第二十三条 削除

第三節 報告の提出

（報告の提出）

行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第二十四条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めなければならない。

一 前項の規定は、当該基幹統計の作成の目的に照らして適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

二 統計技術的に合理的かつ妥当なものである必要かつ十分なものであること。

三 他の基幹統計調査との間の重複を置くことができること。

四 前項の規定は、統計技術的に合理的かつ妥当なものであると認められる範囲を超えていないものである。

五 前項の規定は、統計技術的に合理的かつ妥当なものであると認められる範囲を超えていないものである。

し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第二十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、（地方公共団体が処理する事務）に認められたものと解釈してはならない。

3 第二十七条 何人も、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるよう表示又は説明をすることにより、当該求めに對する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を得てはならない。

3 第二十八条 削除

第四節 報告の提出

（報告の提出）

行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第二十九条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

2 第三十条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第三十一条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第三十二条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第三十三条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第三十四条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第三十五条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第三十六条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第三十七条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第三十八条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第三十九条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第四十条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第四十一条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第四十二条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第四十三条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第四十四条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第四十五条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第四十六条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第四十七条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第四十八条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

2 第四十九条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第五十条 行政機関の長は、前項の承認を受けた一般統計調査の変更又は中止の承認について準用する。

(一般統計調査の改善の要求)

第二十二条 総務大臣は、第十九条第一項の承認に基づいて行われている一般統計調査が第二十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該行政機関の長に対し、報告を求める事項の変更その他当該要件に適合するため必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 総務大臣は、前項の行政機関の長が同項の規定による求めに応じなかつたときは、当該一般統計調査の中止を求めることができる。

(一般統計調査の結果の公表等)

第二十三条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に関し政令で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 第八条第三項の規定は、一般統計調査の結果に関する情報について準用する。

第三款

(指定地方公共団体が行う統計調査)

第二十四条 地方公共団体（地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。以下「指定地方公共団体」という。）の長その他の執行機関は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 調査の名称及び目的

二 調査対象の範囲

三 報告を求める事項及びその基準となる期日

四 報告を求める個人又は法人その他の団体又は期間

五 報告を求めるために用いる方法

六 報告を求める期間

2 総務大臣は、前項の規定による届出のあつた統計調査が基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該指定地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該届出のあつた統計調査の変更又は中止を求ることができる。

(指定独立行政法人等が行う統計調査)

第二十五条 独立行政法人等（その業務の内容その他的事情を勘案して大規模な統計調査を行うときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴取する）

ことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。以下「指定独立行政法人等」という。)

は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

第三節 雜則

(基幹統計の作成方法の通知等)

第二十六条 行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）も、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定による通知があつた基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。

3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならぬ。

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の他の団体（当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体をいう。第二十九条第一項において同じ。）の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等は、次に掲げる目的

一 その行う事業所に関する統計調査その他の事業所に関する統計を作成するための調査の対象の抽出

二 その行う事業所に関する統計の作成

(統計基準の設定)

2 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

3 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴取する。

かなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(協力の要請)

2 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるとときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

3 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、協力を求めることがある。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、前項の規定による求めを行った場合において、他の行政機関の長に対し、協力を求めるため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、協力を求めることがある。

(調査票情報の提供)

2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行ふ場合には、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの方に提供することができる。

3 行政機関等その他の協力を求めるため必要がある場合において、他の行政機関の長の協力が得られなかつたときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

第二十八条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 行政機関の長又は独立行政法人等は、次に掲げる目的

一 その行う事業所に関する統計を作成するための調査の対象の抽出

二 その行う事業所に関する統計の作成

(統計基準の設定)

2 総務大臣は、第二十九条第三項又は前条第二項の規定による通知があつた場合において、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとする。

3 総務大臣は、第二十九条第三項又は前条第二項の規定による通知があつた場合において、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対し、当該

基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供、調査報告その他の協力をを行うよう求めることができるものとする。

3 総務大臣は、前項の規定による求めを行おうとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(調査票情報の二次利用)

2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行つた統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

3 行政機関の長又は統計的調査（以下「統計の作成等」という。）を行ふ場合において、行政記録情報を提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

(統計調査その他の統計的調査)

2 行政機関の長又は統計的調査その他の統計調査に係る調査票情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるとときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、協力を求めることがある。

3 行政機関の長又は統計的調査（以下「統計の作成等」という。）を行ふ場合において、行政記録情報を提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

(調査票情報等の利用及び提供)

2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行つた統計調査に係る調査票情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるとときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、協力を求めることがある。

3 行政機関の長又は統計的調査（以下「統計の作成等」という。）を行ふ場合において、行政記録情報を提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

(統計調査その他の統計的調査)

2 行政機関の長又は統計的調査その他の統計調査に係る調査票情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるとときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、協力を求めることがある。

3 行政機関の長又は統計的調査（以下「統計の作成等」という。）を行ふ場合において、行政記録情報を提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

査条例の規定により当該地方公共団体以外の者に提供されたものを除く。)に含まれる個人情報
 三 地方公共団体(当該地方公共団体の統計調査条例に第四十二条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項、第四十三条、第五十七条第一項(第三号に係る部分に限る。)並びに第五十九条第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。)が行つた統計調査に係る調査票情報(当該地方公共団体の統計調査条例の規定により当該地方公共団体以外の者に提供されたものに限る。)に含まれる個人情報
 四 指定独立行政法人等であつて、個人情報の保護に関する法律第二条第九項に規定する独立行政法人等に該当するものが行つた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
 五 事業所母集団データベースに記録される個人情報を含まれる個人情報
 六 第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報
 (公的統計の作成方法に関する調査研究の推進等)
 第五十三条 国及び地方公共団体は、公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、統計調査員その他の公的統計の作成に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のため必要な研修その他の措置を講じなければならない。
 (公的統計の所在情報の提供)
 第五十四条 総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るために、インターネットの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を探して提供するよう必要な措置を講ずるものとする。
 (施行の状況の公表等)
 第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
 2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。
 3 委員会は、前項の規定による報告があつたときは、この法律の施行に関し、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

(資料の提出及び説明の要求)
 第五十六条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他他の団体に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。
 (資料の提出及び説明の要求)
 第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
 一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をして、個人又は法人その他の団体の情報を取り得した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
 二 第四十二条の規定に違反して、その業務に関する知識を得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
 三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
 第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は從事していた者が、当該基幹統計を第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は濫用したときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
 第五十九条 第四十一条各号に規定する情報を自己又は第三者に不正な利益を図る目的で提供し、又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

(指定統計調査に関する経過措置)
 第六条 施行日前に旧法第七条第一項の規定により承認を受けた指定統計調査(同条第二項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの)は、新法第九条第一項の規定により承認を受けた基幹統計調査とみなす。
 (指定統計調査に関する経過措置)
 第五条 この法律の施行の際現に改正前の統計法(以下「旧法」という。)第二条の規定により指定を受けている指定統計(施行日において総務大臣が公示したものに限る。)は、新法第二条の規定による経過措置)のほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。
 第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
 一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体(法人その他の団体については、その役職員又は構成員として当該行為をした者)
 二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同様の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 三 第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者、当該匿名データを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用した者
 第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

(附則)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章及び第五章並びに附則第三条及び第二十二条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (統計報告調整法の廃止)
 第二条 統計報告調整法(昭和二十七年法律第百四十八号)は、廃止する。
 (準備行為)
 第三条 改正後の統計法(以下「新法」という。)
 2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときも前項と同様とする。
 第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
 (最初の国勢調査の実施時期)
 第四条 新法第五条第二項本文の規定による最初の国勢調査は、平成二十一年に行うものとする。
 (指定統計に関する経過措置)
 第五条 この法律の施行の際現に改正前の統計法(以下「旧法」という。)第二条の規定により指定を受けている指定統計(施行日において総務大臣が公示したものに限る。)は、新法第二条の規定による経過措置)の申請であつて、この法律の施行の際、承認又は不承認の処分がなされていないものについての処分については、なお從前の例による。
 (調査票及び統計報告に関する経過措置)
 第九条 旧法の規定により指定統計を作成するためを集められた調査票に記録されている情報

証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く。)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。)に限る。)、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第三十九条第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「条例を含む。」を削る部分に限る。)に限る。)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日